

感 薬 第 587 号 の 4
令 和 6 年 8 月 7 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
野村
TEL：025-280-5188
FAX：025-280-5641





発行 新潟県

号 外 1

令和6年8月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

866 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

告 示

◎新潟県告示第866号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5'Br-BUTINACA）及びその塩類
- (2) N-エチル-2-〔2-〔（4-イソプロポキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕エタン-1-アミン（通称名：N-Desethyl isotonitazene）及びその塩類
- (3) （2R, 3R）-2-（ベンゾ[d][1, 3]ジオキソール-5-イル）-3-メチルモルフォリン、（2S, 3S）-2-（ベンゾ[d][1, 3]ジオキソール-5-イル）-3-メチルモルフォリン（通称名：3, 4-MDPM、3-MDPM、3, 4-Methylenedioxyphenmetrazine）及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年8月8日